

議案第149号

大津市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部 を改正する条例の制定について

令和7年12月11日（木） 総務部人事課

1 改正を必要とする条例

- ・大津市職員の特殊勤務手当に関する条例

2 改正の趣旨

令和6年能登半島地震の際に、全国の自治体から応援職員が参集したが、自治体毎での手当額等にバラつきがあった。そのため、消防庁から令和6年8月1日付通知、令和7年4月15日付調査結果の報告があり、待遇面で国家公務員と均衡を図り、適切に対応するよう消防組織法に基づく助言があったため、災害応急作業等手当の改正及び緊急消防援助隊手当の新設を行うもの。

3 改正内容

(1) 災害応急作業等手当

以下のとおり人事院規則9-30第19条(災害応急作業等手当)に準拠した手当額に改正を行う。

該当業務	(日額) 額《現行》	(日額) 額《案》
第14条第1項第1号(巡回監視)	480円	710円
第14条第1項第2号(応急作業or災害状況の調査)	730円	1,080円
第14条第1項第3号(遭難救助)	730円	1,080円

(2) 緊急消防援助隊手当

消防組織法に基づく緊急消防援助隊の応援業務に従事した場合に支給される。

手当額: 2,160円/日

総務常任委員会資料 (議案第149号)



4 影響額

①災害応急作業等手当（令和5～6年度の実績に改定額を当てはめた場合）

	支給額	改正額(案)	差額	延べ人数
令和6年度	63,510円	93,960円	+30,450円	14人
令和5年度	108,040円	159,840円	+51,800円	26人

②緊急消防援助隊手当（令和5～6年度の実績に改定額を当てはめた場合）

	支給額	改正額(案)	差額	延べ人数
令和6年度	177,390円	405,540円	+228,150円	60人
令和5年度	136,875円	354,240円	+217,365円	73人

※消防組織法に基づく緊急消防援助隊の応援業務に従事した場合に支給される特殊勤務手当については、全額国庫負担等となります。

5 実施時期 公布の日から